

【制度概要について】

Q1 給付対象は。

2021年9月の月間売上高が、前年又は前々年の同月比で30%以上減少し、「福岡県感染拡大防止協力金」や「2021年9月の一部又は全部の期間における売上減少を要件とした他の自治体の給付制度」の給付対象外の中小法人・個人事業者等（以下、「事業者」）です（※）。

ただし、月間売上が50%以上減少した事業者は先に国の月次支援金を申請いただくことが給付要件です。

また、①月間売上が30%以上50%未満減少した事業者で本社が福岡県内かつ北九州市以外の地にある事業者又は②月間売上が50%以上減少した酒類販売事業者で本社が福岡県内かつ北九州市以外の地にある事業者については先に福岡県の月次支援金を申請いただくことが給付要件です。

ただし、『飲食店の休業・時短や外出自粛等の影響以外で、月間売上が50%以上減少した事業者』又は『飲食店の休業・時短や外出自粛等の影響により、月間売上が30%以上50%未満減少した事業者』のうち、本社が福岡市内にある事業者は、福岡市の「売上が減少した事業者への支援金」の対象となります（北九州市の月次支援金の対象とはなりません）。福岡市へ申請してください。

北九州市内に事業所があれば、業種は問いません（但し、公共法人、政治団体、宗教上の組織又は団体、風営法上の性風俗関連特殊営業事業者等は対象となりません）。

（※）酒類販売事業者にあつては、2021年8月及び9月の月間売上が前年又は前々年の同月と比べ、2カ月連続して15%以上減少している場合も対象。ただし、本社が福岡県内かつ北九州市外にある事業者は、福岡県の月次支援金の対象となるため、北九州市の月次支援金の対象外です。また、本社が福岡県外にある事業者にあつては北九州市の月次支援金、福岡県の月次支援金のいずれも対象外。

Q2 給付額と給付の回数は。

（1）「飲食店の休業・時短営業」又は「外出自粛等」の影響を受け、月間売上が50%以上減少した事業者

法人：上限10万円 個人：上限5万円【北九州市の月次支援金の給付額】

※国の月次支援金（法人：上限20万円 個人：上限10万円）に上乗せします（北九州市の月次支援金は、国への申請が給付要件です）。

【酒類販売事業者で月間売上が50%以上70%未満減少した場合】

※本社が北九州市内にある酒類販売事業者の場合は、

法人：上限30万円 個人：上限15万円【北九州市の月次支援金の給付額】

※本社が北九州市外にある酒類販売事業者の場合は、

法人：上限10万円 個人：上限5万円【北九州市の月次支援金の給付額】

ただし、本社が福岡県内かつ北九州市以外にある酒類販売事業者については、福岡県の月次支援金で法人20万円 個人10万円の支給が受けられますので、北九州市の月次支援金の給付額は法人：上限10万円 個人：上限5万円となります（北九州市の月次支援金は国、福岡県の月次支援金への申請が給付要件です）。

【酒類販売事業者で月間売上が70%以上90%未満減少した場合】

※本社が北九州市内にある酒類販売事業者のうち月間売上が70%以上90%未満減少した事業者の場合は、

法人：上限50万円 個人：上限25万円【北九州市の月次支援金の給付額】

※本社が北九州市外にある酒類販売事業者のうち月間売上が70%以上減少した事業者の場合は、

法人：上限10万円 個人：上限5万円【北九州市の月次支援金の給付額】

ただし、本社が福岡県内かつ北九州市以外にある酒類販売事業者については、福岡県の月次支援金で法人40万円 個人20万円の支給が受けられますので、北九州市の月次支援金の給付額は法人：上限10万円 個人：上限5万円となります（北九州市の月次支援金は国、福岡県の月次支援金への申請が給付要件です）。

【酒類販売事業者で月間売上が90%以上減少した場合】

※本社が北九州市内にある酒類販売事業者のうち月間売上が90%以上減少した事業者の場合は、

法人：上限70万円 個人：上限35万円【北九州市の月次支援金の給付額】

※本社が北九州市外にある酒類販売事業者のうち月間売上が90%以上減少した事業者の場合は、

法人：上限10万円 個人：上限5万円【北九州市の月次支援金の給付額】

ただし、本社が福岡県内かつ北九州市以外にある酒類販売事業者については、福岡県の月次支援金で法人60万円 個人30万円の支給が受けられますので、北九州市の月次支援金の給付額は法人：上限10万円 個人：上限5万円となります（北九州市の月次支援金は国、福岡県の月次支援金への申請が給付要件です）。

(2)「飲食店の休業・時短営業」又は「外出自粛等」の影響を受け、月間売上が30%以上50%未満減少した事業者のうち、
(本社が北九州市内にある事業者の場合)

法人：上限20万円 個人：上限10万円【北九州市の月次支援金の給付額】

(本社が北九州市外にある事業者の場合)

法人：上限10万円 個人：上限5万円【北九州市の月次支援金の給付額】

ただし、本社が福岡県内かつ北九州市以外にある事業者の場合は、福岡県の月次支援金で法人10万円 個人5万円の支給が受けられますので、北九州市の月次支援金の給付額は法人：上限10万円 個人：上限5万円となります(北九州市の月次支援金は、福岡県の月次支援金への申請が給付要件です)。本社が福岡市内にある事業者は、福岡市の「売上が減少した事業者への支援金」の対象となります(北九州市の月次支援金の対象とはなりません)。福岡市へ申請してください。

(3) (1) 以外で、月間売上が50%以上減少した事業者のうち、

(本社が北九州市内にある事業者の場合)

法人：上限20万円 個人：上限10万円【北九州市の月次支援金の給付額】

(本社が北九州市外にある事業者の場合)

法人：上限10万円 個人：上限5万円【北九州市の月次支援金の給付額】

ただし、(1) 以外で、月間売上が50%以上減少した事業者のうち、本社が福岡市内にある事業者は、福岡市の「売上が減少した事業者への支援金」の対象となります(北九州市の月次支援金の対象とはなりません)。福岡市へ申請してください。

(4) (2) 以外で、月間売上が30%以上50%未満減少した事業者

法人：上限10万円 個人：上限5万円 【北九州市の月次支援金の給付額】

(5) 酒類販売事業者で、2021年8月及び9月の月間売上が2019年又は

2020年の同月比で2か月連続して、15%以上30%未満減少した事業者

法人：上限10万円 個人：上限5万円

※本社が北九州市内の場合に限る。なお、本社が福岡県内かつ北九州市外の場合は福岡県の月次支援金の対象です。福岡県に申請してください。本社が福岡県外の場合は北九州市及び福岡県のいずれの月次支援金も対象外です。

下表の太枠内の事業者に給付します。給付は施設・店舗毎でなく、事業者に対して行います。給付は1月につき、1回限りです。

支援対象者と給付額のイメージ

: 北九州市の独自給付
 : 国又は県に上乗せ給付

休業・時短要請対象の飲食店		月次支援金							
		売上減少と本社所在地 (本社：確定申告書記載の納税地)		「飲食店の休業・時短」、 「外出自粛等」の影響を受けた事業者			左記以外		
				申請窓口					
		国	県	市	計	市			
感染拡大防止協力金 (大規模施設及びテナント含む)	90%以上	酒類販売事業者	北九州市内	20	-	70 ^②	90	20 ^②	
			福岡県内かつ北九州市外	20	60	10 ^①	90	※10 ^②	
			福岡県外	20	-	10 ^②	30	10 ^②	
	70%以上90%未満	酒類販売事業者	北九州市内	20	-	50 ^②	70	20 ^②	
			福岡県内かつ北九州市外	20	40	10 ^①	70	※10 ^②	
			福岡県外	20	-	10 ^②	30	10 ^②	
	50%以上70%未満	酒類販売事業者	北九州市内	20	-	30 ^②	50	20 ^②	
			福岡県内かつ北九州市外	20	20	10 ^①	50	※10 ^②	
			福岡県外	20	-	10 ^②	30	10 ^②	
	家賃支援金	50%以上	酒類販売事業者以外	北九州市内	20	-	10 ^②	30	20 ^②
				北九州市外	20	-	10 ^②	30	※10 ^②
		30%以上50%未満	酒類販売事業者以外	北九州市内	-	-	20 ^④	20	10 ^④
福岡県内かつ北九州市外				-	※10	※10 ^③	20	10 ^④	
福岡県外				-	-	10 ^④	10	10 ^④	
2か月連続(8~9月) 15%以上30%未満		酒類販売事業者	北九州市内	-	-	10 ^④	10	-	
	福岡県内かつ北九州市外		-	10 ^⑤	-	10	-		

休業・時短要請対象の飲食店		月次支援金							
		売上減少と本社所在地 (本社：確定申告書記載の納税地)		「飲食店の休業・時短」、 「外出自粛等」の影響を受けた事業者			左記以外		
				申請窓口					
		国	県	市	計	市			
感染拡大防止協力金 (大規模施設及びテナント含む)	90%以上	酒類販売事業者	北九州市内	10	-	35 ^②	45	10 ^②	
			福岡県内かつ北九州市外	10	30	5 ^①	45	※5 ^②	
			福岡県外	10	-	5 ^②	15	5 ^②	
	70%以上90%未満	酒類販売事業者	北九州市内	10	-	25 ^②	35	10 ^②	
			福岡県内かつ北九州市外	10	20	5 ^①	35	※5 ^②	
			福岡県外	10	-	5 ^②	15	5 ^②	
	50%以上70%未満	酒類販売事業者	北九州市内	10	-	15 ^②	25	10 ^②	
			福岡県内かつ北九州市外	10	10	5 ^①	25	※5 ^②	
			福岡県外	10	-	5 ^②	15	5 ^②	
	家賃支援金	50%以上	酒類販売事業者以外	北九州市内	10	-	5 ^②	15	10 ^②
				北九州市外	10	-	5 ^②	15	※5 ^②
		30%以上50%未満	酒類販売事業者以外	北九州市内	-	-	10 ^④	10	5 ^④
福岡県内かつ北九州市外				-	※5	※5 ^③	10	5 ^④	
福岡県外				-	-	5 ^④	5	5 ^④	
2か月連続(8~9月) 15%以上30%未満		酒類販売事業者	北九州市内	-	-	5 ^④	5	-	
	福岡県内かつ北九州市外		-	5 ^⑤	-	5	-		

- ①：先に国、県に申請いただくことが給付要件となります。
- ②：先に国に申請いただくことが給付要件となります。
- ③：先に県に申請いただくことが給付要件となります。
- ④：北九州市に直接申請いただけます。
- ⑤：県に申請してください(北九州市の月次支援金の対象とはなりません)。

※印のついた区分に該当する事業者のうち、本社が福岡市内にある事業者は福岡市の「売上が減少した事業者への支援金」の対象となります(北九州市の月次支援金の対象とはなりません)。福岡市へ申請してください。

★給付額の単位は万円で、それぞれの区分の上限額です。

(国の月次支援金、県の月次支援金の9月分の申請期間は10月1日~11月30日です。)

Q3 福岡県感染拡大防止協力金、国・福岡県の月次支援金と重複受給できるか。

「福岡県感染拡大防止協力金」や「2021年9月の一部又は全部の期間における売上減少を要件とした他の自治体の給付制度」を受給した事業者は、北九州市の月次支援金を受給できません（※）。

（※）「月間売上が30%以上50%未満減少した事業者又は月間売上が50%以上減少した酒類販売事業者のうち、本社が福岡県内かつ北九州市以外にある事業者」が北九州市の月次支援金を申請する場合は、先に福岡県の月次支援金を申請することが給付要件であるため「福岡県の月次支援金」との重複受給は可能です。

（月間売上が50%以上減少した事業者）

月間売上が50%以上減少し国の月次支援金を受給した事業者（※）で、売上減少額が国の月次支援金の上限額（法人20万円、個人10万円）を超える場合は、市の月次支援金で上乗せ給付（法人10万円、個人5万円）を受けることができます。まずは国の月次支援金を申請し、国の月次支援金を受給後に給付通知書の写しを添えて北九州市の月次支援金を申請してください。

（※）飲食店の休業・時短又は外出自粛等の影響以外で、月間売上が50%以上減少した事業者のうち、本社が福岡市内にある事業者は、福岡市の「売上が減少した事業者への支援金」の対象となります（北九州市の月次支援金の対象とはなりません）。福岡市に申請してください。

また、月間売上が50%以上減少し国の月次支援金を受給した酒類販売事業者で、売上減少額が法人30万円、個人15万円を超える場合は、上記と同様の手続きでさらに上乗せ給付を受けることができます。

ただし、本社が福岡県内かつ北九州市以外にある酒類販売事業者は、国の月次支援金の申請に加え、福岡県の月次支援金に申請いただく必要があります。売上減少額が国、福岡県の月次支援金を併せた上限額（法人40万円、個人20万円）を超える場合（※）は、国、福岡県の月次支援金を受給後にそれぞれの給付通知書の写しを添えて、北九州市の月次支援金を申請いただくことで上乗せ給付を受けることができます。

（※）月間売上が70%以上90%未満減少した酒類販売事業者の場合、売上減少額が国、福岡県の月次支援金を併せた上限額（法人60万円、個人30万円）を超える場合は申請可能です。

また、月間売上が90%以上減少した酒類販売事業者の場合、売上減少額が国、福岡県の月次支援金を併せた上限額（法人80万円、個人40万円）を超える場合は申請可能です。

（月間売上が30%以上50%未満減少した事業者）

月間売上が30%以上50%未満減少した事業者は、北九州市の月次支援金に申請いただくことで、福岡県の月次支援金を併せた額の給付を受けることができます（上限額：法人20万円、個人10万円）。手続きを北九州市で一括して行いますので、福岡県の月次支援金を申請いただく必要はありません。

ただし、本社が福岡県内かつ北九州市以外にある事業者（※）は、先に福岡県の月次支援金を申請いただく必要があります。売上減少額が福岡県の月次支援金の上限額（法人10万円、個人5万円）を超える場合は、福岡県の月次支援金を受給後に給付通知書の写しを添えて北九州市の月次支援金を申請いただくことで上乗せ給付を受けることができます。

（※）本社が福岡市内にある事業者は、福岡市の「売上が減少した事業者への支援金」の対象となります（北九州市の月次支援金の対象とはなりません）。福岡市へ申請してください。

Q4 酒類販売事業者の上乗せ支援はどうすれば受けられるか。

月間売上が50%以上減少した事業者で、酒類販売業免許を所持し、酒類の提供を停止する飲食店と取引のある事業者であれば、上乗せ支援を受けることができます。

（本社所在地が福岡県内かつ北九州市以外の場合）

まずは国の月次支援金と福岡県の月次支援金を申請いただき、売上減少額が国・福岡県の月次支援金を併せた上限額（法人40万円、個人20万円）（※）を超える場合は、国・福岡県の月次支援金の給付通知書を添えて、北九州市の月次支援金を申請してください。

（※）月間売上が70%以上90%未満減少した酒類販売事業者の場合、売上減少額が国、福岡県の月次支援金を併せた上限額（法人60万円、個人30万円）を超える場合は申請できます。

また、月間売上が90%以上減少した酒類販売事業者の場合、売上減少額が国、福岡県の月次支援金を併せた上限額（法人80万円、個人40万円）を超える場合は申請できます。

(本社所在地が北九州市内又は福岡県外の場合)

まずは国の月次支援金を申請いただき、売上減少額が国の月次支援金の上限額（法人20万円、個人10万円）を超える場合は、国の給付通知書を添えて、北九州市の月次支援金を申請してください。

Q5 福岡県感染拡大防止協力金（又は国の月次支援金等）の給付対象だが、これを受給せずに市の申請はできるか。

福岡県感染拡大防止協力金の給付対象であれば、受給の有無を問わず北九州市の支援金は申請できません。

また、月間売上が50%以上減少した事業者については、先に国の月次支援金を申請いただくことが給付要件となっています。まずは国の月次支援金を申請してください。

月間売上が30%以上50%未満減少した事業者で、本社が福岡県内の北九州市以外の地にある事業者（※）については、福岡県の月次支援金を申請いただくことが給付要件です。まずは福岡県の月次支援金を申請してください。

その受給決定後、給付通知書の写しを添えて、北九州市の月次支援金を申請してください。

（※）本社が福岡市内にある事業者は、福岡市の「売上が減少した事業者への支援金」の対象となります（北九州市の月次支援金の対象とはなりません）。福岡市へ申請してください。

月間売上が50%以上減少した酒類販売事業者で、本社が福岡県内の北九州市以外の地にある事業者については、国の月次支援金の申請に加え、福岡県の月次支援金を申請いただくことが給付要件です。まずは国、福岡県の月次支援金を申請してください。

その受給決定後、国、福岡県の給付通知書の写しを添えて、北九州市の月次支援金を申請してください。

なお、国の月次支援金が不給付となった場合は、不給付通知書（はがき）の写しを添えて、北九州市の月次支援金を申請してください。

Q6 月間売上が50%以上減少したが、国の月次支援金の対象であるか分からない。事前登録確認機関での審査も手間がかかるため、国の月次支援金は申請せずに北九州市の月次支援金に申請してもよいか。

月間売上が50%以上減少した事業者については、北九州市の月次支援金は、先に国の月次支援金を申請いただくことが給付要件となっていますので、国の月次支援金を申請せずに市の月次支援金に申請することはできません。まずは国の月次支援金を申請してください。

その受給決定後、給付通知書の写しを添えて、北九州市の月次支援金を申請してください。

なお、国の月次支援金が不給付となった場合は、不給付通知書（はがき）の写しを添えて、北九州市の月次支援金を申請してください。

Q7 通常は昼間だけ営業し、お酒もカラオケも提供していない飲食店は、申請できるか。

通常、5時から20時の間に営業し、お酒もカラオケも提供していない飲食店は、福岡県による休業・時短要請の対象外であり、福岡県感染拡大防止協力金の対象外となりますので、北九州市の月次支援金の給付要件を満たせば申請が可能です。

Q8 営業時間短縮を要請された大規模施設内のテナントは申請できるか。

営業時間短縮を要請された大規模施設とそのテナントは、福岡県感染拡大防止協力金（大規模施設・大規模施設テナント向け）の対象となりますので、北九州市の月次支援金は申請できません。

Q9 通常17時から23時まで営業する飲食店だが、営業時間短縮の要請に応じなかったため、福岡県感染拡大防止協力金を受給できなかった。この場合、市の月次支援金は申請できるか。

福岡県感染拡大防止協力金の給付対象となっている飲食店等は、その申請や受給の有無に関わらず北九州市の月次支援金の申請はできません。

Q10 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店だが、休業等の要請に応じなかったため、福岡県感染拡大防止協力金を受給できなかった。この場合、北九州市の月次支援金は申請できるか。

福岡県感染拡大防止協力金の給付対象となっている飲食店等は、その申請や受給の有無に関わらず市の月次支援金の申請はできません。

Q11 緊急事態宣言の影響により、すでに廃業した。北九州市の月次支援金は申請できるか。

申請できません。事業を継続して行うことが給付要件です。

Q12 緊急事態宣言の影響で客が減り、2021年8月以降自主的に休業している。北九州市の支援金は申請できるか。

休業中であっても、今後も事業を継続する意思があり、給付要件を満たせば申請できます。

Q13 北九州市内に複数店舗を有する場合は店舗ごとの申請が可能か。

申請できません。法人・事業者単位で1月につき、1回限りの申請となります。

Q14 店舗等は北九州市内にあるが、本社（個人事業主の場合は住民票上の住所）が北九州市外の場合は申請できるか。

2021年9月1日から申請日において、事業所等が継続して北九州市内にあり、福岡県感染拡大防止協力金の給付対象外など給付要件を満たせば申請できます。

ただし、月間売上が50%以上減少した事業者（※）はまずは国の月次支援金へ申請いただくことが給付要件となっています。

（※）飲食店の休業・時短又は外出自粛等の影響以外で、月間売上が50%以上減少した事業者のうち、本社が福岡市内にある事業者は、福岡市の「売上が減少した事業者への支援金」の対象となります（北九州市の月次支援金の対象とはなりません）。福岡市に申請してください。

また、月間売上が30%以上50%未満減少した事業者（※）で、本社が福岡県内の北九州市以外の地にある事業者については、まずは福岡県の月次支援金を申請いただくことが給付要件となっています

（※）飲食店の休業・時短又は外出自粛等の影響により、月間売上が30%以上50%未満減少した事業者のうち、本社が福岡市内にある事業者は、福岡市の「売上が減少した事業者への支援金」の対象となります（北九州市の月次支援金の対象とはなりません）。福岡市に申請してください。

なお、月間売上が50%以上減少した酒類販売事業者で、本社が福岡県内の北九州市以外の地にある事業者については、まずは国と福岡県の月次支援金を申請いただくことが給付要件となっています。

Q15 本社（個人事業主の場合は住民票上の住所）は北九州市内にあるが、店舗等が北九州市外の場合は申請できるか。

2021年9月1日から申請日において、事業所等が継続して北九州市内にあり、福岡県感染拡大防止協力金の給付対象外など給付要件を満たせば申請できます。

【申請手続について】

Q16 申請方法は。

市HPからのオンライン申請もしくは簡易書留での郵送により申請ください。

- 1 オンライン申請（10月5日開始予定）
- 2 郵送申請（簡易書留）

【送付先】〒802-0006

北九州市小倉北区魚町3-5-5 WORLD魚町ビル4階

北九州市中小事業者月次支援金事務局 行

Q17 申請期間は。

申請受付期間は、10月1日（金）から11月30日（火）までです。

（郵送の場合は当日消印有効）

Q18 申請書はどこで入手できるのか。

北九州市のホームページからダウンロードしていただくか、最寄りの区役所・出張所・市民センターにてお求めください。

Q19 国の月次支援金のように事前登録確認機関による審査が必要なのか。

必要ありません。北九州市の制度は、国の二段階の申請方式と異なり、事前登録確認機関での審査は不要です。

Q20 申請に必要な書類は。

主な必要書類は以下のとおりです。

- 1 申請書
- 2 2019年及び2020年の確定申告書の写し
- 3 2021年9月の月間売上が確認できる書類
※酒類販売事業者のうち、2021年8月及び9月の月間売上が前年又は前々年の同月と比べ、2か月連続して15%以上30%未満減少している事業者にあっては8月及び9月の月間売上が確認できる書類の写しが必要。
- 4 本人確認書類
 - ①法人・・・履歴事項全部証明書、役員名簿
 - ②個人等・・・運転免許証の写し等
- 5 事業内容及び市内に事業所があることが確認できる書類
- 6 取引先情報一覧表及び取引を確認できる書類
- 7 振込先口座の通帳の写し
- 8 各種支援金の給付決定通知書の写し（該当者のみ）
- 9 酒類販売業免許通知書の写し（該当者のみ）

ただし、これまでに「国の一時支援金・月次支援金」、「福岡県の月次支援金」、「北九州市の一時支援金」を受給した事業者は、提出書類の一部を省略することができます。申請要領の「2 申請の流れ・対象者など」に記載のフロー図に従い、事業者ごとに必要な書類（類型A～D）をご用意ください。

Q21 オンライン申請はいつから開始されるのか。

10月5日（火）よりオンライン申請を受け付け予定です。
北九州市のHPより、専用の申請フォームで申請してください。
<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/san-kei/09901267.html>



Q22 申請後、迅速に給付されるのか。

申請内容に不備がなければ提出から約2週間程度で給付されます。
少しでも早く給付できるように努めてまいります。申請件数が多数に及ぶ場合や申請内容に不備がある場合は審査にお時間をいただくことがございます。
なお、事務局が定める期日までに不備の修正や追加書類を提出いただけない場合等は不給付として取り扱いますのでご注意ください。

Q23 国の月次支援金（県の月次支援金）を申請しているが、決定通知がまだ届いていないため北九州市の月次支援金の申請ができない。どうすればよいか。

国の月次支援金（又は県の月次支援金）の申請中であれば、北九州市の月次支援金の申請が可能です（国（又は県）に申請中であれば、給付決定通知（又は不給付決定通知）を添付しなくても申請可能）。

申請書の「1.対象月と受給実績（3）又は（4）」で「申請中」にマルをして、必ず11月30日（火）までに申請してください。11月30日（火）までに申請していない場合は、北九州市の月次支援金は受給できません。

また、国（又は県）の決定通知は受け取り次第、速やかに提出してください（追加提出は12月以降も郵送もしくは追加提出用オンライン申請フォームにて受付）。市の月次支援金の給付は、国（又は県）の決定通知提出後になります。

【その他】

Q24 給付額の算出における売上とは何を指すのか。

確定申告書類において「事業収入」として計上するものを指します。収入の総額から経費等を差し引いた利益ではありません。また、不動産収入や譲渡収入は含みません。

ただし、事業収入を得ておらず、主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の場合には、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入を指します。

なお、給付額の算定に当たっては、事業収入に、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金、助成金等（持続化給付金や家賃支援給付金等）が含まれる年又は月については、その額を除いた金額としてください。

Q25 2020年分の確定申告をしていないが、申請できるか。

法人の場合は、2019年9月と2020年9月をそれぞれ含む事業年度の確定申告書類の控えの提出が必要ですので、確定申告してから申請してください。

個人事業者等についても、2019年分と2020年分の確定申告書類の控えの提出が必要ですので、確定申告してから申請してください。

なお、酒類販売事業者のうち、2021年8月及び9月の月間売上が前年又は前々年の同月と比べ、2カ月連続して15%以上30%未満減少している事業者にあつては8月及び9月をその期間内に含む全ての事業年度分の確定申告書類の控えの提出が必要です。

Q26 確定申告書類に「收受日付印」の押印がない（e-Taxによる申告においては「受信通知」がありません）。どうすればいいか。

收受日付印等が存在しない年の「納税証明書（その2所得金額用）」を確定申告書類とあわせて提出してください。

また、收受日付印等、「納税証明書（その2所得金額用）」の両方が存在しない場合は、納税証明書（その2所得金額用）が存在しない年の、市区町村が発行する「課税証明書」又は「非課税証明書」を確定申告書類とあわせて提出してください。

「課税証明書」又は「非課税証明書」は、地方公共団体に発行を請求することで入手でき、請求先となる地方公共団体は、「証明が必要な課税年度の1月1日時点で住民登録のある地方公共団体」です。詳しい請求方法については、各地方公共団体のホームページ等でご確認ください。

なお、納税証明書の取得のために税務署へ行く方が増えており、発行までに時間がかかることがあるようです。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からも、可能な方はオンライン申請をご利用ください。詳しくは国税庁のホームページをご確認ください。

Q27 9月分と他の月分（5～8月）を合わせて申請できるか。

申請できます。ただし、提出書類は、5月分・6月分・7月分・8月分及び9月分それぞれに必要なとなりますのでご準備をお願いします。

Q28 2019年1月以降に開業したが、申請はどのように行えばよいか。

「2019年1月から2021年3月までの間に開業した事業者」や「NPO法人・公益法人」など、通常の給付要件に該当しない事業者については、申請の特例を設けています。別紙「申請要領」「各種申請特例について」をご覧ください。郵送にて申請してください。

Q29 雑所得又は給与所得の収入が「主たる収入」であるかは、どのように判断するのか。

以下の①及び②に該当していることで判断します。

- ① 確定申告書第一表における「収入金額等」の欄（「総合譲渡」、「一時」を除く。）のうち、「雑 業務」、「雑 その他」又は「給与」の欄に含まれる「業務委託契約等に基づく事業活動からの収入」がそれぞれの収入区分の中で最も大きいこと。
- ② 確定申告書第三表に記載される収入金額（譲渡所得、退職所得の収入を除く。）に、事業活動からの収入が含まれる「雑 業務」、「雑 その他」又は「給与」の収入よりも大きいものはないこと。

Q30 これまでに持続化給付金等の他の支援制度を受給しているが、北九州市の月次支援金を申請できるか。

申請いただけます。

ただし、緊急事態宣言の影響緩和を目的とした「福岡県感染拡大防止協力金」や「2021年9月の一部又は全部の期間における売上減少を要件とした他の地方公共団体の支援金（※）」の給付を受けた場合は申請できません。

（※）「月間売上が30%以上50%未満減少した事業者又は月間売上が50%以上減少した酒類販売事業者のうち、本社が福岡県内かつ北九州市以外にある事業者」が北九州市の月次支援金を申請する場合は、先に福岡県の月次支援金を申請することが給付要件であるため「福岡県の月次支援金」との重複受給は可能です。

Q31 「酒類販売事業者で2021年8月及び9月の月間売上が2019年又は2020年の同月比で2か月連続して15%以上30%未満減少」とあるが、この場合、8月と9月で比較する年が異なってもよいのか。

比較する年は8月と9月で異なっても構いません。

Q32 福岡県感染拡大防止協力金、国の月次支援金の申請手続きは北九州市でできるのか。

北九州市ではできません。福岡県、国それぞれに申請してください。

なお、福岡県感染拡大防止協力金のうち、家賃支援については、北九州市で

支援金を上乗せして、1施設につき1か月分の家賃の8割（上限40万円）を給付します。この申請手続きは北九州市で行います。詳細は北九州市HPをご確認ください。

【北九州市家賃等賃借料支援金】

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/san-kei/09901268.html>

Q33 問合せはどこにすればよいか

(北九州市)

○北九州市の月次支援金（北九州市中小事業者月次支援金）

北九州市中小事業者月次支援金コールセンター

0120-218-567（9:00～17:00 土日・祝日含む）

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/san-kei/09901267.html>

○家賃支援金（北九州市家賃等賃借料支援金）

北九州市家賃等賃借料支援金事務局コールセンター

0120-168-112（9:00～17:00 土日・祝日含む）

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/san-kei/09901268.html>

(福岡県)

○福岡県感染拡大防止協力金

福岡県感染拡大防止協力金コールセンター

0120-567-918（9:00～17:00 土日・祝日含む）

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuokakansenkakudai-boushi-kyouryokukin-info.html>

○福岡県の月次支援金

福岡県中小事業者等月次支援金コールセンター

0120-876-866（9:00～17:00 平日のみ）

<http://www.getsujishienkin.pref.fukuoka.lg.jp/>

(国)

○国の月次支援金

月次支援金相談窓口

0120-211-240（8:30～19:00 土日・祝日含む）

https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html